

第3節 返還金・徴収金

[1] 滞納債権の管理

I. 概要

1. 保護費の返還に係わる制度

生活保護に関連する返納金等としては、以下のものがある。

(1) 法第63条による返還金

生活保護法は、法第63条において、費用返還義務を「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、返還額は、当該資力を限度として、受けた保護費の範囲内で決定されるが、決定に際しては、世帯の自立助長を考慮して必要額を控除することができることとされている。

(2) 法第77条による徴収金

生活保護法は第77条第1項において、費用等の徴収を「被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。」と定めている。

大津市福祉事務所では、少なくとも平成23年度以降法第77条の適用による徴収が行われた実績はない。

(3) 法第78条による徴収金

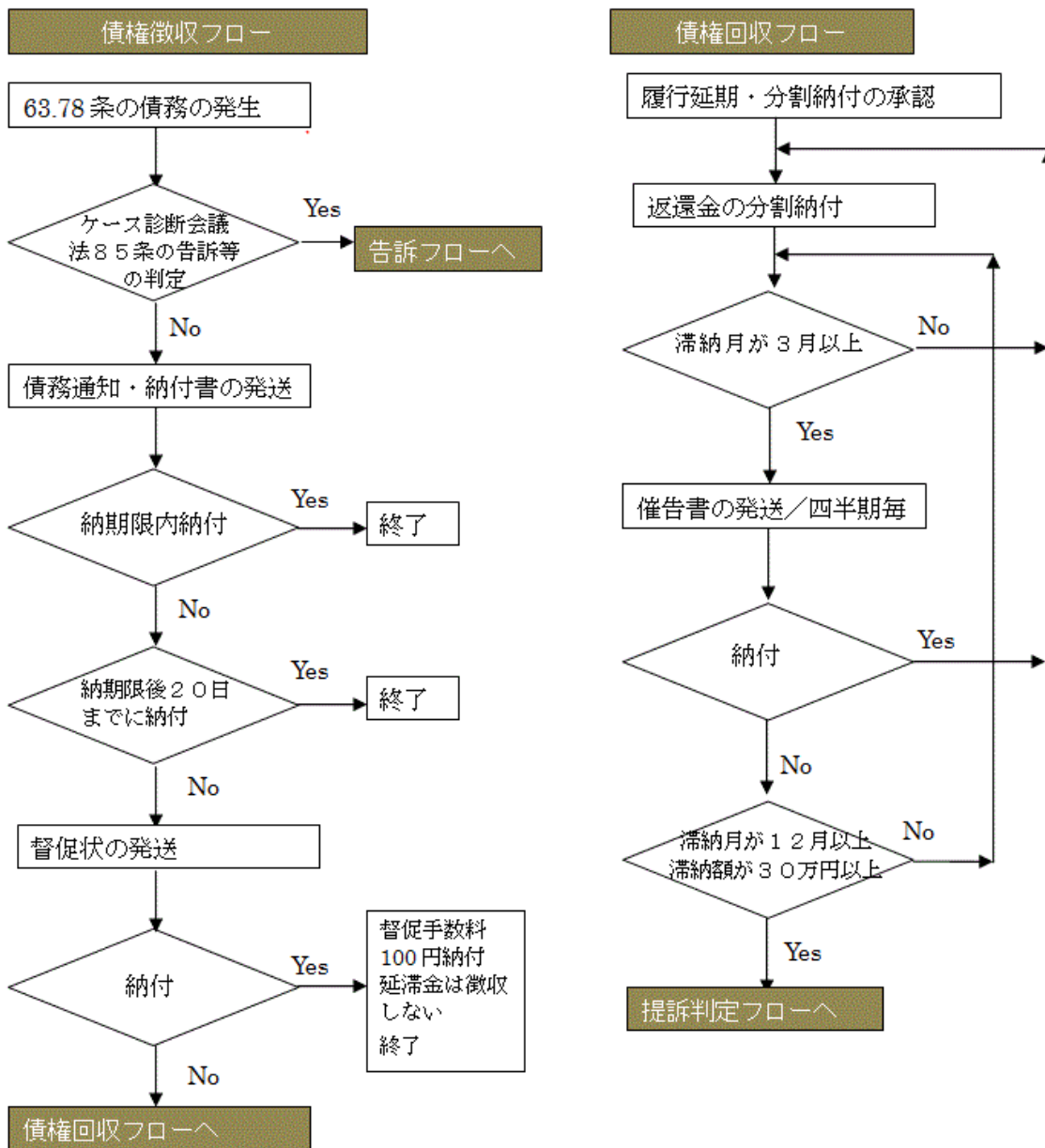
生活保護法は法第78条第1項において「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定めている。

後段の100分の40を加算することが制定されたのは平成26年6月の生活保護法改正の際である。

2. 保護費の返還に係わる手続

大津市福祉事務所では、「生活保護費返還金管理マニュアル」を定めており、返還金に係わる事務手続はこのマニュアルに従って行われている。

[債権徴収及び回収のフローチャート]



(1) 徴収事務について (債権徴収フロー)

返還金の債務者 (以下「債務者」という) には、被生活保護世帯から一般世帯に移行した世帯が含まれていることから、再び生活困窮に陥らない配慮が必要となるが、国は法第78条に基づく費用の徴収は相手方の資力にかかわらず決定されるべきものとしており、債権回収の立場で臨むことを求めている。

- ①債務者に、請求書及び納付書 (全額) を送付し、債務の発生と納付期限の確認をさせるものとする。

②債務者の分割納付誓約の申し出は、納期限前及び督促状発送後にかかわらず行うことができるものとする。

③分割納付誓約は、納付が12回以上不履行になったときは、期限の利益を喪失し、一括で支払うことになるうえ、強制執行等の法的措置を受けても異議はないことを約束させるものとする。

④分割納付の期間は、原則2年以内とする。

(毎月の返済額)

生活保護受給者については、最低生活費の5%（単身世帯）及び10%（複数世帯）以内を目安とし、一般世帯についても、支払い能力を勘案して決定するものとする。

(2) 未納者に対する事務（債権回収フロー）

①督促後も未納であり、分割納付の申し出の無い場合、徴収担当が訪問して生活状況を調査するものとする。

ア 債務者の居住の有無、世帯の生活状況はどうか。（訴訟による債権回収ができるか、預金、資産、給与があるか）

イ 分割納付誓約に応じるよう指導していく。（一般世帯の場合、返済額はどれくらいが可能か）

②納付誓約後に滞納（3か月以上）が生じた場合、徴収担当が訪問して生活状況を調査するものとする。

ア 債務者の居住の有無、世帯の生活状況はどうか（訴訟による債権回収ができるか、預金、資産があるか）

イ 毎月の返納額の釣り合いがとれているか。（返済額の変更の検討、どれくらいが可能か）

③ ①、②以降も滞納が解消されない場合には、債権管理担当は、催告書は年4回送付、うち年度末については徴収担当が訪問して徴収と生活状況を調査するものとする。

(3) 滞納整理事務について（提訴フロー）

法第63条及び法第78条の返還金は、債権名義のない非強制徴収公債権であることから（法第78条は平成26年改正で強制徴収公債権になった。）、これが滞納となった場合の法的措置については、強制執行ができる債権とするために提訴する必要がある。提訴の適否基準については、他の滞納者との均衡を失しないことが必要であり、別に定める「判定要領」に従って、ケース診断会議に諮るべき事項とする。

①徴収担当は、次の各号に該当するときは、徴収停止の可否についてケース診断会議に諮るものとする。なお、徴収停止の決定は時効の中断要件とはならない。

ア 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

イ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

②訴訟担当は、「判定要領」に基づき、条件付き訴訟事前通告を送付する。滞納金の一部

若しくは全額の支払いに応ずる等、改善の見られる者については、訴訟を猶予できるものとする。

- ③訴訟担当は、通告後も納付がないものについて、第3号の調査に基づき、訴訟の可否についてケース診断会議に諮るものとする。可と認定されたものについては、訴訟の準備を行うものとする。市議会の議決後（地方自治法第96条第13項）、提訴を行う。
- ④訴訟担当は、前号のケース会議の審議内容について債権管理台帳に記録するものとする。

（4）不正受給者に対する告訴について（告訴フロー）

不正受給者に対しては、第78条に基づく徴収金の決定とともに、法第85条に係る告訴の適否を判断する必要がある。告訴は司法処分であり、行政処分である法第78条を適用した事案に対しては、必ずしも告訴を伴うものではない。告訴の適否基準となるのは、社会的影響を考慮することが重要であり、別に定める「生活保護費の不正受給に係る告訴、告発事案及び生活保護費返還金の滞納に係る提訴事案の判定要領」（以下判定要領という。）に従って、ケース診断会議に諮るべき事項とする。

（5）不納欠損処分について（時効・放棄フロー）

次の各号に該当するときは、債権管理担当は年度末に不納欠損処分を行う。

- ①徴収停止の決定後1年を経過したものであって、徴収停止をした要件が継続しているもの
- ②当初分割納付誓約の分割初回の納期限の日から10年を経過してもなお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき（扶助費からの引き去りの終了等）
- ③債務者の消滅時効中断の日から5年以上経過したとき

3. 過去3年間の法第63条、法第78条適用状況

区分	法第63条			法第78条	
	件数	返還対象額	返還決定額	件数	金額
	(件)	(千円)	(千円)	(件)	(千円)
平成23年度	99	34,356	18,841	58	30,622
平成24年度	88	26,832	15,998	61	33,444
平成25年度	119	38,449	38,313	50	22,998

4. 滞納債権の状況

滞納債権の各年度の残高は、収入未済額の計から不納欠損額を控除した金額である。調定方法が平成24年度において変更されているため、平成23年度末は比較できないが平成24年度と平成25年度を比較すると、平成24年度が214,342千円であったものが平成25年度末では224,950千円と微増している。

(単位：千円)

		調定額	収入済額	収入未済額 ①	収入率	不納欠 損額②	①－②
平成 23 年度	現年分	37,351	34,246	3,104	91.69%	－	3,104
	滞納繰越分	4,965	434	4,530	8.74%	－	4,530
	計	42,316	34,680	7,635	81.95%	－	7,635
平成 24 年度	現年分	248,054	40,665	207,389	16.39%	－	207,389
	滞納繰越分	7,635	682	6,953	8.93%	－	6,953
	計	255,690	41,347	214,342	16.17%	－	214,342
平成 25 年度	現年分	61,311	35,502	25,809	58.04%	－	25,809
	滞納繰越分	214,342	14,575	199,766	6.80%	626	199,140
	計	275,855	50,279	225,576	18.23%	626	224,950

(注) 平成 23 年度までは事後調定(平成 19 年度以前決定の債権)、分割調定(平成 20 年度以降決定の債権)を行ってきたため、調定していない未収金が存在し、会計上、債権残高が把握しにくい状態であったが、平成 24 年度にそれまでの未調定分を全て調定されているため、調定金額が大きくなっている。

平成 25 年度に発生した返還金、徴収金を法第 78 条と法第 63 条に区分すると内訳は次のようになる。

		調定額	収入済額	収入未済額	収入率
平成 25 年度	法第 78 条	22,998	2,240	20,757	9.7%
	法第 63 条	38,313	33,262	5,051	86.8%
	計	61,311	35,502	25,809	57.9%

法第 63 条による返還金の収入率は 86.8%であるのに対して、法第 78 条による徴収金の収入率は 9.7%と低く、不正受給が行われた場合には返還決定を行っても、現実に回収することは厳しい。

II. 監査手続

返還決定通知書、分割計画書より、返還決定に至った原因等を確認し、処理の妥当性を確認した。

III. 監査結果

1. 保護継続中であるが返還実績がないケース

平成 25 年度に保護継続中で保護費を支給しているにもかかわらず返還金・徴収金の納入実績が全くない債権が平成 24 年度以前発生債権の中でも 8 件認められた。強制的に回収することは認められていないが、被保護者と十分協議することにより少額であっても納付するよう指導すべきである。

2. 免責決定された債権

被保護者の自己破産等により、免責決定が行われたにもかかわらず不納欠損手続がされていない未収入金が 2 件 990 千円ある。免責決定が行われた場合には、その後債権の回収

手続を行うことができないので、不納欠損処理を行うべきである。

3. 法第 63 条と法第 78 条の適用区分について

厚生労働省からの通知によれば、法第 78 条の具体例として

(ア)届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき

(イ)届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき

(ウ)届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき

したがって、例えば被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第 63 条でなく法第 78 条を適用すべきである。

としている。

この通知に照らせば、収入未申告のケースや、申請時に保有資産を偽っていたケースなど法第 78 条適用になると思われるが、現在の適用はケース診断会議で個別に検討されていて、収入未申告の場合でも法第 78 条になるときもあれば法第 63 条になる場合もあり、取扱いが不統一になっているように思われる。

また、資産保有の場合でも申請時点から 20 年近くも虚偽の申告を続けてきても、最終的に自発的に申し出を行い 5 年分の費用返還を行った場合などは法第 63 条が適用されている。

平成 26 年 6 月の法改正で法第 78 条の適用があれば加算金が付加的に徴収できるようになったこともあり、法第 63 条と法第 78 条の適用については通知等を十分に吟味した上で、具体的な取扱内規のようなものを定め、同じような事案で取扱が異なることのないようにするとともに虚偽又は不正が行われた場合には通知のとおり法第 78 条による取扱いを行うべきである。

[2] 法第 63 条による返還金

I. 概要

1. 発生原因別内訳

法第 63 条の適用が行われた主な発生原因は次の表のとおりである。これをみれば、63 条適用の最も多い原因は扶助費の算定誤り 42 件であり、各種年金の遡及受給 37 件、交通事故の補償金 10 件とつづく。

法第 63 条適用の主な内容（平成 25 年度）

（単位：千円）

理由別	件数	返還決定額	返還済額
各種年金の遡及受給	37	11,816	10,854
保険の解約返戻金	6	578	559
資産売却	1	1,637	1,637
交通事故の補償金	10	8,886	8,346
開始時資産の判明	6	3,826	3,738
就労収入認定漏れ	9	1,536	1,201
入院給付金	6	2,854	2,363
遺産相続金	2	1,758	1,758
扶助費算定誤り	42	4,994	2,767
最低生活費の変更	25	3,097	1,548
年金手当等認定漏	15	1,793	1,116
移転補償金	2	102	102
計	119	37,890	33,228

2. 法第 63 条の発生年度別未収入金の内訳

（単位：千円）

発生年度	平成 24 年度 末残高	平成 25 年度 発生金額	平成 25 年度 回収	平成 25 年度 末残高	収入率
平成 5 年度	88	—	50	38	56.8%
平成 6 年度	832	—	—	832	—
平成 13 年度	189	—	11	178	5.8%
平成 14 年度	2,489	—	142	2,347	5.7%
平成 16 年度	730	—	39	690	5.3%
平成 17 年度	720	—	60	660	8.3%
平成 18 年度	5,778	—	213	5,564	3.7%
平成 19 年度	934	—	88	845	9.4%
平成 20 年度	892	—	39	853	4.4%
平成 21 年度	495	—	115	379	23.2%
平成 22 年度	1,114	—	311	803	27.9%
平成 23 年度	2,166	—	504	1,662	23.3%
平成 24 年度	1,005	—	458	546	45.6%
平成 25 年度	—	38,313	33,262	5,051	86.8%
計	17,438	38,313	35,296	20,455	63.3%

発生年度が古い債権であっても現在保護継続中の者が多く、生活保護費の中から少額ではあるが、回収されている。法第 63 条の返還金においても、現年に一括返済できない場合は返済が長期化してしまう。

II. 監査手続

決定通知書、分割計画書より、返還決定に至った原因等を確認し妥当性を確認した。

III. 監査結果

1. 扶助費の算定誤りについて

扶助費の算定誤りが、法第 63 条の発生原因の件数別では最も多くなっているが、被保護者側からすると支給を受けた金額は生活費として費消されてしまうのが通常であり、後から返還請求を行っても元々資力を喪失しているのであるから、一括で返済することは困難である。必然的に、返済は分割返済になり未収入金が発生する原因になってしまう。

算定誤りは支給する側の問題であり、算定誤りの原因分析を十分に行い、支給側の問題により未収入金が発生することの無いようにすべきである。

ケース 1

平成 21 年 3 月	窮迫状態で保護決定
平成 25 年 3 月	平成 24 年 12 月分から平成 25 年 3 月分までの児童扶養手当受給額が認定漏れであったことが判明。
平成 25 年 7 月	63 条に基づき 165,720 円の返還決定。
平成 26 年 3 月	月額 1 万円ずつ返還するも平成 25 年度末で 75,720 円の未収入金。

このケースの場合、児童扶養手当は、大津市福祉子ども部からの支給であり、当然に把握できると思われるため、認定漏れをおこさない工夫を検討されたい。

[3] 法第 78 条による徴収金

I. 概要

1. 発生原因別内訳

平成 25 年度において、法第 78 条の適用が行われた主な発生原因は次の表のとおりである。これをみれば、78 条適用の最も多い原因は稼働収入の無申告 22 件 10,737 千円であり、資産収入の無申告 2 件 2,486 千円、交通事故の受取補償金の無申告 4 件 2,471 千円と続く。

(単位：千円)

理由別	件数	返還決定額	返還済額
稼働収入の無申告	22	10,737	1,109
保険の解約返戻金等	1	100	0
債務整理余剰金	1	864	98
住宅扶助目的外使用	4	1,154	362
各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告	5	1,846	253
預貯金等の無申告	1	84	7
資産収入の無申告	2	2,486	9
交通事故の補償に係る収入の無申告	4	2,471	154
虚偽申告(世帯員・居住地)	4	2,227	0
海外旅行	2	125	125
養育料無申告	1	350	100
高校就学費	1	382	21
計	48	22,831	2,240

2. 法第 78 条の発生年度別未収入金の内訳

平成 25 年度末時点で法第 78 条による未収入金残高を発生年度別に集計すると次の表のとおりである。最も古い発生年度は平成 2 年度であるが、保護を継続している相手先は少額でも返済されているため時効にはならず、支給した保護費の一部を返済される状態が継続している。

(単位:千円)

発生年度	平成 24 年度 末残高	平成 25 年度 発生金額	平成 25 年度 回収	平成 25 年度 末残高	収入率
平成 2 年度	5,354	—	40	5,314	0.7%
平成 3 年度	1,612	—	30	1,582	1.9%
平成 5 年度	7,121	—	75	7,046	1.1%
平成 6 年度	1,932	—	5	1,927	0.3%
平成 7 年度	4,519	—	250	4,269	5.5%
平成 8 年度	2,641	—	10	2,631	0.4%
平成 9 年度	2,214	—	40	2,174	1.8%
平成 10 年度	2,605	—	130	2,475	5.0%
平成 11 年度	8,621	—	89	8,532	1.0%
平成 12 年度	1,779	—	5	1,774	0.3%
平成 13 年度	9,282	—	220	9,062	2.4%
平成 14 年度	10,388	—	148	10,239	1.4%
平成 15 年度	2,423	—	130	2,293	5.4%
平成 16 年度	11,203	—	652	10,551	5.8%
平成 17 年度	8,298	—	253	8,045	3.0%
平成 18 年度	4,947	—	234	4,712	4.7%
平成 19 年度	9,296	—	425	8,871	4.6%
平成 20 年度	13,022	—	828	12,194	6.4%
平成 21 年度	15,428	—	1,087	14,340	7.0%
平成 22 年度	23,927	—	2,273	21,654	9.5%
平成 23 年度	22,264	—	2,113	20,151	9.5%
平成 24 年度	28,019	—	3,501	24,518	12.5%
平成 25 年度	—	22,998	2,240	20,757	9.7%
計	196,904	22,998	14,781	205,120	6.7%

II. 監査手続

返還決定通知書、分割計画書より、返還決定に至った原因等を確認し妥当性を確認した。

III. 監査結果

返還決定通知書等から問題と思われる事案について指摘を行うが、個別事案に対する指摘だけではなく、類似するケース全般に対して今後検討、対策を加えて頂きたい。

1. 証券会社への資産調査の必要性

資産調査の対象に証券会社が入っていないため、平成8年の保護開始時点で500万円程度の有価証券を保有していたにもかかわらず保護が開始され、平成25年4月に本人から申し出があるまで、約18年間有価証券からの分配金収入もあったにもかかわらず生活保護費が支給された。

生活保護を申請するほど生活に困窮している者が、証券会社に資産を保有している可能性は低いとの理由で証券会社への調査が行われていないと思われるが、このような不正事案が出てくると他ではないとも言い切れない。また、証券会社への調査は行われなかったことが周知されると、保有財産をすべて証券会社へ預けて保護申請を行う者も出現する可能性がある。証券会社に対して資産調査を行うことを検討されたい。

ケース1

平成8年12月	傷病で就労不能として保護決定 (この時点で証券会社に500万円以上の証券類があったと思われる。)
平成25年4月	本人より、証券会社に資産があり、自立できるとの申し出あり。
平成25年5月	保護廃止決定。
平成25年6月	法第63条に基づき過去5年間の生活保護費2,634千円の返還決定。

法第63条による返還決定をしているが、不正の意図をもって18年間不正に受給しており78条により決定すべきである。

2. 取引履歴確認の必要性

保護申請時点から本人口座に多額の入出金があったにもかかわらず、申請時点の資産調査では一時的に残高が殆どなく保護開始が決定された。申請時点でも、口座の存在は申告されているので金融機関から取引履歴をとるかあるいは通帳を確認すれば判明することができた。保護申請時点で口座が確認できた場合には、通帳等により取引内容を確認することをルール化すべきである。

ケース2

平成24年10月	保護開始。大津市民病院からの連絡による。
平成25年10月	車運転に関する文書指示
平成26年1月	29条調査実施
平成26年2月	ゆうちょ銀行に60万円の残高確認。
平成26年3月	聴聞会
平成26年4月	保護廃止。法第78条に基づき5,246千円返還決定。
平成26年5月	告発

家賃に関しても、平成24年10月の時点で、家主から「家賃証明書」を入手しており、117,550円の家賃であることは明らかであるにもかかわらず、被保護者の家賃は41,000円に減額されているとの申し出を信じ欺かれている。

3. 対応の迅速性確保

不正受給者に返還決定を行っても現実的には回収率が非常に低いため、不正受給を早期に発見することが重要である。

下記のケース3では保護開始直後の平成19年から未申告収入があったものとされるが事実確認が行われたのは平成25年9月であり、その間毎年のように返還決定が行われている。より早期に、対処すべきであったと考えられる。

ケース3

平成19年5月	保護開始
平成20年10月	課税調査で就労収入判明するも、名義借りであると主張を認める。
平成21年11月	就労収入判明。法第78条にて496,723円返還決定。
平成22年8月	就労収入判明。法第78条にて438,782円の返還決定。
平成24年8月	就労収入判明。法第78条にて486,797円の返還決定。(これまでは、他人が自分の名前を使用して就労していたと主張。)
平成24年9月	文書指示
平成25年8月	課税調査で就労収入判明。聴聞会。
平成25年9月	就労先に本人確認し、本人が就労していることを確認。
平成25年10月	告発
平成26年3月	詐欺罪で起訴

医師の就労に対する意見では、ほとんどの時期で就労不能とされているが、現実には就労している。主治医との連絡を密にすべき。

4. 高額家賃について

住宅扶助の金額は世帯人数別に上限額が定められているが、上限額を超えた家賃に居住している場合もあり、その場合には超過額が本人負担となる。

下記のケース4の場合、被保護者は単身世帯であるが、家賃63,000円共益費3,000円、敷金250,000円の2階建て3DKのアパートに居住している。この状態は開始当初からであり、平成19年5月当初の指導方針に転居を指導していくとあるが、平成27年1月現在も転居はされていない。平成25年10月時点では更新事務手数料10,500円の一時扶助を行っている。

平成25年12月時点で、79,720円の生活扶助と41,000円の住宅扶助合計120,720円の扶助を行っているが、住宅扶助費41,000円と家賃等66,000円の差額25,000円は生活扶助費から支出することになる。

普通に考えれば、生活扶助費から月額25,000円を家賃に充当することは困難であり、高額の家賃の住居に住む被保護者には転居指導を早期に行う必要がある。

ケース 4

平成 23 年 6 月	保護開始。
平成 25 年 11 月	課税調査で平成 23 年度 99,650 円、平成 24 年度 430,373 円の収入未申告が判明。
平成 25 年 12 月	523,878 円（源泉徴収税額 6,145 円は控除）未申告就労収入のため、法第 78 条に基づく徴収決定。

平成 23 年 11 月より勤務しているが、法第 78 条決定しているのが平成 25 年 12 月とかなり時間が経過している。前年度の課税調査で判明させていれば、不正受給を減少させることができたと思われる。

IV. 意見

1. 扶養義務について

ケース 5

平成 25 年 7 月	保護開始
平成 25 年 7 月	自動車を運転しない旨の指導指示
平成 26 年 1 月	海外へ渡航しないことの指導指示
	法第 78 条に基づく徴収決定 海外旅行費用 67,073 円

親族の負担による遊興目的での海外旅行費用分を法第 78 条決定しているが、一般的に考えれば、海外旅行に招待する余裕があれば扶養することもできるのではないかと思われる。扶養義務について、扶養義務者より困難と言われればそれまでであったが、海外旅行を招待するようなケースでは、費用返還もさることながら扶養義務について再検討を行うべきである。

[4] 課税調査

I. 概要

被保護者から収入申告を求めているが、客観的に収入状況を把握するため、住民税の課税資料が閲覧可能となる 6 月以降速やかに、被保護者に対する課税の状況を調査し、収入申告額との突合せ作業を実施することになっている。それにより不正受給の早期発見及び未然防止が可能となり、生活保護行政の適正な運営が図られることになるのである。ただし、課税資料に挙がっていない収入については発見が難しく、被保護者からの収入申告に頼らざるを得ない側面もある。

厚生労働省社会・援護局保護課長通知の「課税調査の徹底及び早期実施について」において、下記事項(一部抜粋、箇条書き)に留意するよう求められている。

1. 課税調査を 6 月以降速やかに実施すること。また、それを明記すること。
2. 調査の結果、未申告の収入が判明した場合、速やかに確認し、現在も継続して収入がある場合には、当該収入について遅くとも 8 月分の保護費に反映させる迅速な認定処理を

行うこと。

3. 課税調査の実施漏れや実施の遅れ等を防ぐため、主に査察指導員による進行管理や課税調査の点検等、課税調査を的確に行う体制を整備すること。

4. 調査対象は、調査対象期間において生活保護を受給していた者全員とし、管外転出者や保護廃止となった者であっても調査対象とすること。

大津市では、査察指導員が住民税の課税資料と収入申告額との突合せ作業を行い、金額が合わない場合に担当ケースワーカーへ調査するように指示し、被保護者や勤務先等へ連絡を行い差異の原因等の確認を行っている。突合せ作業では、課税資料の給与収入や年金収入等の金額をエクセルファイルで入手し、毎月の収入申告額から交通費を差し引いた給与収入額を各被保護者のケース台帳を遡りながら月々入力して確認している。従って、査察指導員4人ともその作業に最低2~3か月を要し、その後金額の相違原因を調べさせるために賃金台帳を取得する等の対応をケースワーカーに依頼するため、未申告の収入がある場合、早くても10月頃からしか保護費に反映させることができない体制となっている。

さらに、課税資料と収入申告額との突合せ作業は保護第1係から第4係の長である各査察指導員のみが担当しており、進行管理を記した書類等は一切無く、各査察指導員が作成したエクセルファイルのみで突合せ作業を行っていた。監査時点で平成25年度と26年度のファイルの提示を求めたところ、平成25年度については4係中2係、平成26年度については4係中1係しか提示されず、それ以外は紛失あるいは未作成との回答であった。

また、突合せした結果欄に記入のあったものは平成25年度の1係のみで、それ以外は金額が羅列してあるのみで結果が不明であり、その後の対応状況等もその資料で客観的に確認することは不可能であった。

そこで、平成25年度課税調査のうち60件について詳細を担当者に確認したところ6件について1年半経過しているにもかかわらず課税所得データと収入認定額との差額原因を調査できていない状況であることが分かった。

ケース	課税資料の収入金額(円)	収入申告額(円)	差額(円)	備考
1	291,853	42,000	249,853	7月から保護開始しているため、調査せず。
2	223,453	310,904	△87,451	収入申告額が多いので調査せず。
3	1,601,129	0	1,601,129	平成24年中は保護受給中であるにもかかわらず調査せず。25年3月までと12月以降保護受給。
4	10,788	984,100	△973,312	調査できていない。
5	159,255	35,820	123,435	調査できていない。
6	553,312	450,167	103,145	調査できていない。

また、平成26年7月に2,000千円を超える未申告収入があるにもかかわらず、監査した12月中旬現在も当該被保護世帯との対応に追われ差額原因等を調査できておらず、保護費に反映させる等の対応ができていないケースも見つかった。

II. 監査結果

1. 課税調査の対象者

課税調査の対象者から大津市以外に住民登録や外国人登録している被保護者を除いており、また課税調査時に既に保護廃止となっている者を調査対象としていないケースも見られた。課税調査の対象者は調査対象期間に生活保護を受給している者全員とすべきである。

2. 課税調査の不備

平成25年度の60件を抽出して確認したところ6件について1年半経過しているにもかかわらず課税所得データと収入認定額との差額原因を調査できていなかった。収入認定額が少ない場合は保護費の返還を求めなければならない、いまだに解明できていないことは大きな問題であり早急に対応すべきである。

3. 課税調査の実施体制と早期化

課税調査の実施において、査察指導員の手作業による課税資料の収入金額と収入認定額との突合せ作業に多くの時間を費やしていることと、係長である査察指導員一人しか担当ケースの課税調査進行状況や内容を把握していないことは問題であり改善が必要である。課税調査の実施漏れや実施の遅れ等を防ぐため、主に査察指導員による進行管理や点検等、課税調査を的確に行う体制を整備すべきである。

また、課税調査の結果、未申告の収入が判明した場合に速やかに確認し、現在も継続して収入がある場合には、当該収入について遅くとも8月分の保護費に反映させる迅速な認定処理を行うことができるよう早急に課税調査手続きを見直すべきである。